

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一
○単純労働職員の勤務時間、休暇等に関する規程	(同)	一
告 示		
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(環境対策課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	四
○指定管理者の指定		四
○参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する		

## 選挙管理委員会

## 教育委員会

## 指定管理者の指定

参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する

収支報告書の要旨

正 誤

○宮城県公報第四八号(令和元年十月二十五日付け) 中

○宮城県公報第六二号(令和元年十二月十三日付け) 中

## 訓 令 甲

○宮城県訓令第二十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一農政部長の園芸振興室に係る専決事項の項に次の一号を加える。

四 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)

附則第三条第四項の規定に基づく同法第一条の規定による改正後の卸売市場法第十三条第五項の

規定による地方卸売市場(農産物を扱う地方卸売市場に係るものに限る。)の認定

別表第一農政部長の畜産課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十三 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律附則第三条第四項の規定に基

づく同法第一条の規定による改正後の卸売市場法第十三条第五項の規定による地方卸売市場(食

肉を扱う地方卸売市場に係るものに限る。)の認定

別表第一水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次

に次の一号を加える。

十一 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律附則第三条第四項の規定に基

づく同法第一条の規定による改正後の卸売市場法第十三条第五項の規定による地方卸売市場(水

産物を扱う地方卸売市場に係るものに限る。)の認定

## 附 則

この訓令は、令和元年十二月二十一日から施行する。

○宮城県訓令第二十五号

単純労働職員の勤務時間、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

五

五

五

単純労働職員の勤務時間、休暇等に関する規程

単純労働職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十二年訓令甲第五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な業務に雇用される職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員の場合による。

（年次有給休暇の時季指定）

第三条 知事は、年次有給休暇（一の年における年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限り。以下同じ。）の日数のうち五日については、基準日（十日以上の年次有給休暇を付与した日をいう。）から一年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、条例第十四条第三項の規定による年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

2 知事は、前項の規定により時季を定めて年次有給休暇を与えようとするときは、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。

3 年の中途において新たに職員となった者に係る第一項の規定の適用については、別に定める。

4 前三項に規定するもののほか、年次有給休暇の時季指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百八十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
イムス明理会仙台総合病院	仙台市青葉区中央四丁目五日	令和元年十二月二十日	令和四年十二月十九日

○宮城県告示第九百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一五〇〇八六一	大崎市民病院鹿島台分院 大崎市鹿島台平渡字東要害二十番地	短期入所	大崎市民病院事業	令和元年十月一日

○宮城県告示第九百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二五〇〇二九一	希望館ヘルパーオフィス 大崎市古川李塚一丁目九一四十一	居宅介護	希望館ポコ・ア・ポコ有限公司	令和二年一月一日

○宮城県告示第九百九十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

令和元年十二月二十日

○宮城県告示第九百九十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年十二月二十日から令和二年一月三日まで縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町名振字中二十九の二 武山 智 石巻市雄勝町船越字荒五十八の三 高橋 勝則	加入区 雄勝町東部 加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合 雄勝町東部支所	縦覧場所 宮城県石巻市雄勝町 小島字和田十八の十三
------	---	---------------------	---	---------------------------------

○宮城県告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町志津川字深田二四二番八地 先から 同郡同町志津川字平磯一四九番三地先まで		六・〇 八六・五	四二四・〇 四二四・〇
		一一・〇 四〇・〇	

○宮城県告示第九百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県大河原土木事務所及び仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼蔵王線	岩沼市志賀字新深田六八番地先から柴田郡村田町大字小泉字北姥ケ懐一一番一地先まで	令和元年十二月二十一日午後三時

○宮城県告示第九百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字深田二六一番六地先から同郡同町志津川字袖浜二四七番一五地先まで	令和元年十二月二十日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 大気汚染常時監視システム改修等業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月二十一日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 グリーンブルー株式会社 神奈川県横浜市中区奈川区西神奈川一丁目十四番十二号
- 五 契約金額 一億三千八百八十三万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

牡鹿郡女川町浦宿浜字大沢二十六番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

牡鹿郡女川町女川浜字大原百九十番地 町民野球場仮設住宅九一〇六  
阿部 祐太

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察W A N用端末装置貸借（W3112）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年十二月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 N E C キヤピタルソリューション株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 八千二百八十八万九千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 令和元年十月十八日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和元年十二月二十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県長沼ポート場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県ポート協会

石巻市田道町一丁目六番十八号

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第百六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和元年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を別冊二のとおり公表する。

令和元年十二月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

**正 誤**

○宮城県公報第四八号（令和元年十月二十五日付け）中

ページ

一 段 行

別表第二第一号（一） 正

ページ

一 下 七 前 行

別表第二第一号（一） 誤

○宮城県公報第六二二号（令和元年十二月十三日付け）中

ページ

二 上 段 行

株式会社インテルフイ 正

ページ

二 上 段 行

株式会社インテルフイ 誤